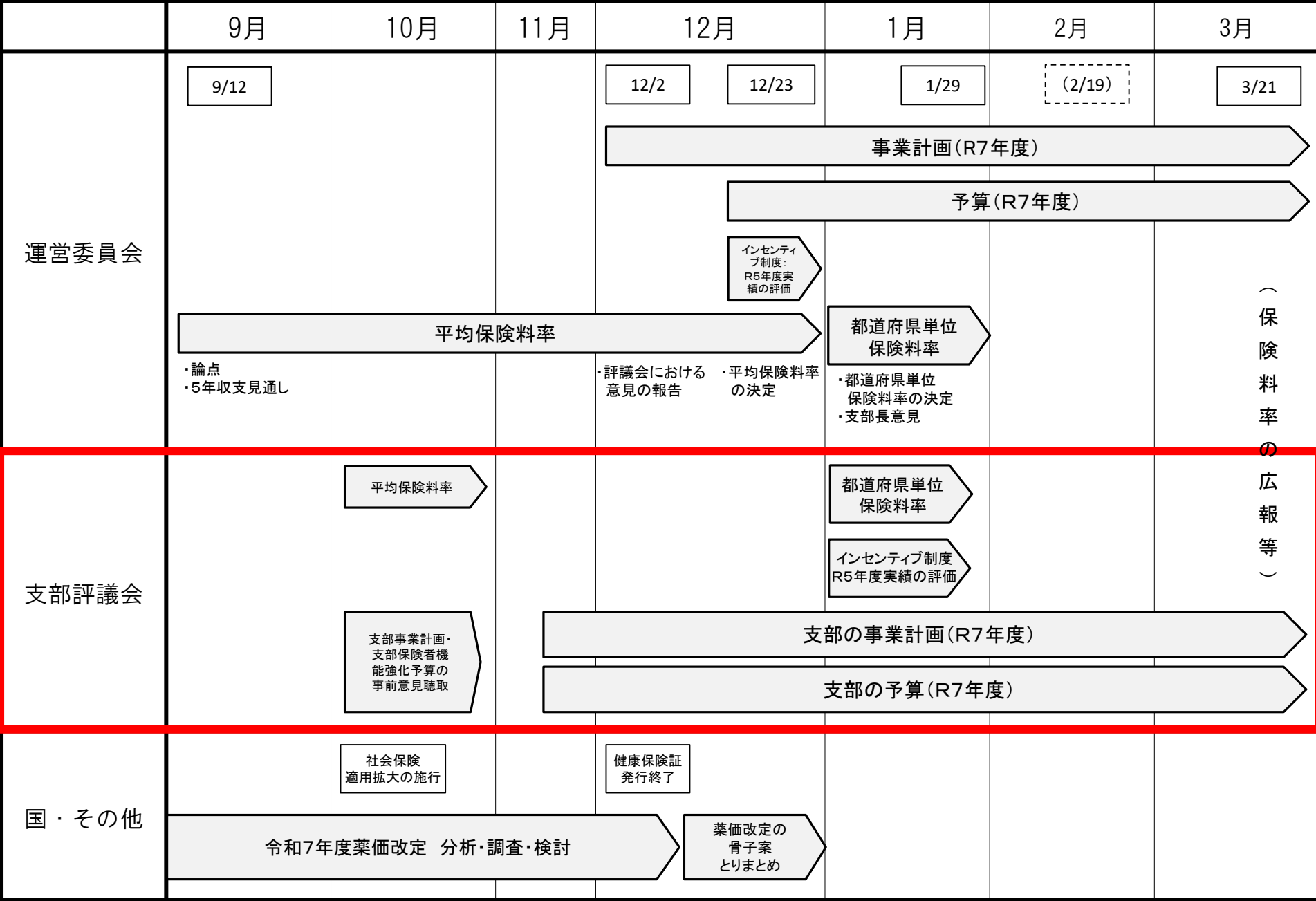


令和6年度 第3回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

令和7年度保険料率について (都道府県単位の保険料率)



保険料率決定までの流れ（運営委員会・評議会スケジュール）



意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要

令和7年度平均保険料率について

※（ ）内は去年の支部数

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 平均保険料10%を維持すべきという支部 | <u>36 支部</u> (40 支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10 支部 (6 支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1 支部 (1 支部) |

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

【岐阜支部の個別意見】

- ・現行の制度は現役世代の負担が重くなっており、社会の変化に合わせて全世代で負担するよう制度を見直す必要がある。
- ・平均保険料率が毎年変動すると企業経営にも影響があるため、10%をできるだけ長く維持できるようにしてほしい。
- ・国庫補助率20%への引き上げは難しいと思うが、現役世代の負担軽減のため協会けんぽとして要望し続ける必要がある。
- ・保険料率のシミュレーションなどを見る限り、現状のままでは持続可能な制度とは言い難い。制度の抜本的な見直しを行う時期に来ているのではないか。
- ・保健事業の充実など今後も医療費の伸びを抑える施策を続けてほしい。
- ・今後も若者世代が健康保険制度に加入し、高齢者を支え続けてくれるか疑問であり、今のうちに準備金を積み立てておくべきである。

- 中小企業は原材料、エネルギー価格の高騰に加え、人材確保の競争が激しくなる中、身を削った賃上げを強いられている。社会保険料の負担によって大変厳しい状況であり、事業者からは社会保険料の負担を減らしてほしいとの切実な声をよく聞いている。それに対し、協会の令和5年度決算における収入超過分は約4600億円となっており、準備金も5.2兆円を突破している状況を踏まえ、2点要望がある。国庫補助率の引き上げと国庫特例減額措置の撤廃を国に強く要望してほしい。もう1点は、保険料率の引き下げの検討をお願いする。
- 支部評議会の意見では、現在の法定準備金5.2兆円の妥当性、現在の保険料負担者が将来分の医療費も負担する不公平性についても指摘されており、国庫補助も含めた負担の在り方を見直す必要性を感じている。また、103万円の壁の見直し等で手取りを増やそうとしているが、賃金が上がっても社会保険料の負担で消えてしまうとの批判の声もある。医療保険者の負担についても厳しい目が注がれている。手取りを増やすことのテーマで議論すべきである。世の中の賃上げの流れにも関わらず、協会加入者の標準報酬月額が伸びていないと聞いた。なぜ伸びていないのか要因を調べてほしい。
- 人間ドックの補助事業は加入者の疾病を予防し、将来的な保険給付費の抑制につなげられる観点から素晴らしい事業であると感じている。多くの事業主、被保険者に活用いただくことで一種の保険料の還元策になると思うので周知広報の徹底をお願いしたい。
- 医療保険制度を安定的に運営していくことが加入者の安心につながると考えている。準備金の話もあったが、中長期的に財政を安定させるために使うのが有効であると考えするため、保険料率は10%維持する方向で検討するのが望ましい。
- 支部評議会の意見でも「保険料率が下がるとうれしいが、上がるほうに抵抗感がある。」との意見があった。安定的な財政のもとに安定的な保険料率でやっていくのが被保険者としての考えであるため、できるだけ安定的な保険料率で運営することが重要であると感じた。

- 長期的な予想は難しく、コロナでの短期的な医療費の伸びが変化することは事前に予測できなかった。不確実性が高い中で、予備的に準備金を積み上げることに合理性があり、多くの支部が10%を維持することに賛成しているのは、安定的に準備金を積み上げることに理解を得られているからであると思う。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%維持が多数であるが、両論併記の支部は昨年度より増えており、個別の意見では支部間の料率格差の意見や準備金に関する意見もある。それを踏まえて、3点意見する。
令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について議論するためには、準備金残高について、その性格を明確にする観点から、不測の事態に備えた短期的な給付の急増に備える準備金と中長期的な財政安定化のための準備金を区別して表現する必要があると考える。
2点目は、国庫補助について、協会けんぽの標準報酬月額が健保組合に比べ低い状態である。こうした財政基盤を支えるために国庫補助があるため、法定上限である20%引き上げに向けて取り組んでほしい。
3点目は、保険料率の支部間格差について、受診行動だけではなく、医療提供体制によって生じる部分もあると考えている。効率的な医療提供体制構築に向けて、保険者協議会等を通じ、地域医療への働きかけを強化いただきたい。また保険料率の支部間格差縮小に向けた研究や取り組みの検討をしてほしい。
- 結論としては、令和7年度保険料率について、医療の高度化や後期高齢者支援金の増加等の予断を許さない状況を踏まえ、可能な限り保険料率10%を維持していただくよう要望する。ただ、中小企業の経営者としては、最低賃金の引き上げや物価の高騰、エネルギーの問題等で経営環境を圧迫する要因がある。10%の水準でいくと事業主への負担も強いこととなるため、引き下げを検討いただきたいのが正直な思いである。
また、若年層の従業員の目線に立つと、急激な賃上げの流れに伴い、賃金が一時的に増加しても、さらなる物価の高騰や保険料の負担等の増加によって、実質賃金が追いつかない状況である。可処分所得を増やすことで若者が成長できる、未来に期待が持てるような社会構造をつくっていくことも必要であると感じる。例えば、35歳までは負担率を軽減する等の策もあっていいのではないかと。
安定した財政といえる数値的根拠が不明瞭で非常にわかりづらい。中長期的な視点で不安があるのは理解するが、何をもって安定したといえるかについても改めて検討いただきたい。
過去に保険料率を引き下げた際に国庫補助も引き下げられ財政が悪化した経験があると伺った。私としては、保険料率を下げた国庫補助を上げることをすれば加入者の可処分所得も増えると思う。保険料率を下げると必ず国庫補助率が下がるのか慎重に検討するべきである。

令和7年度都道府県単位保険料率について

運営委員会（令和6年12月23日開催）での北川理事長発言要旨

できる限り長く現在の平均保険料率10%を超えないよう、協会けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとして維持したい。

令和7年度都道府県単位保険料率のポイント

- ・ 全国平均保険料率は10%を維持
- ・ 保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.01%（全支部共通）
- ・ 4月納付分（3月分）の保険料より変更

参考：都道府県単位保険料率の算出方法

所得調整・年齢調整

保険料率は各支部の医療費を賄うために必要な料率（第1号保険料率：各支部毎に設定）と、現金給付費、高齢者医療制度への拠出金などに必要な料率（第2号保険料率：全国共通）、業務経費などに必要な料率（第3号保険料率：全国共通）で構成されます。全国一律ではなく都道府県毎に保険料率を設定する目的は、「医療費の地域差」を反映させることにありますが、「所得水準の違い（所得調整）」、「年齢構成の違い（年齢調整）」については各支部間で財政調整を行います。

インセンティブ制度

平成30年度から導入された制度で、協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定し、「健診受診率」「ジェネリック医薬品使用割合」等の5つの評価指標について、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価します。成績の上位15支部については得点数に応じた報奨金を付与して、2年後の保険料率を引き下げます。

収支差の精算

保険料率を算出する際に使用する「総報酬額」「加入者数」「総医療給付費」などは、過去の実績を考慮し算出した「見込み」を使用します。このため決算により発生した収支差を2年後の保険料率で精算します。（令和7年度保険料率は令和5年度保険料率の収支差を精算します。）

令和7年度岐阜支部保険料率（見込み）

保険料率	令和6年度 令和7年2月分（3月納付分）まで	令和7年度 令和7年3月分（4月納付分）から
健康保険料率 (岐阜支部)	9.91%	9.93% (0.02%)
介護保険料率 (全国一律)	1.60%	1.59% (▲0.01%)
合計	11.51%	11.52%

令和7年3月分（4月納付分）からの被保険者の健康保険・介護保険料月額

標準報酬月額300,000円の場合

	健康保険料額	介護保険料額	合計
令和7年度	29,790円	4,770円	34,560円
令和6年度	29,730円	4,800円	34,530円
前年度との差	60円	▲30円	30円

※実際には事業主と被保険者で折半となるため、被保険者の負担額は半額となります。

介護保険料は40歳以上にかかります。

岐阜支部保険料率の内訳について

		医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費の所要保険料率（調整後） (a+b)	共通料率 (全支部一律)	所要保険料率 (a+b+4.65)	前々年度 精算分	保険料率（精算後）（インセンティブ反映前） (c)	インセンティブ分	保険料率（精算後）（インセンティブ反映後） (d)
			年齢調整	所得調整							
岐阜	R 7	5.39	0.00	▲0.10	5.28	4.65	9.94	0.07	10.01	▲0.079	9.93
	R 6	5.38	0.00	▲0.09	5.30	4.60	9.90	0.03	9.93	▲0.016	9.91
全国	R 7	5.35	—	—	5.35	4.65	10.00	—	10.00	—	10.00
	R 6	5.40	—	—	5.40	4.60	10.00	—	10.00	—	10.00

- ・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51％）、前期高齢者納付金等（3.38％）、保健事業費等（0.78％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.65％）を加算したものである
- ・保険料率（c）は、所要保険料率には含まれてはいない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率（d）は、保険料率（c）に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。

【共通料率について】

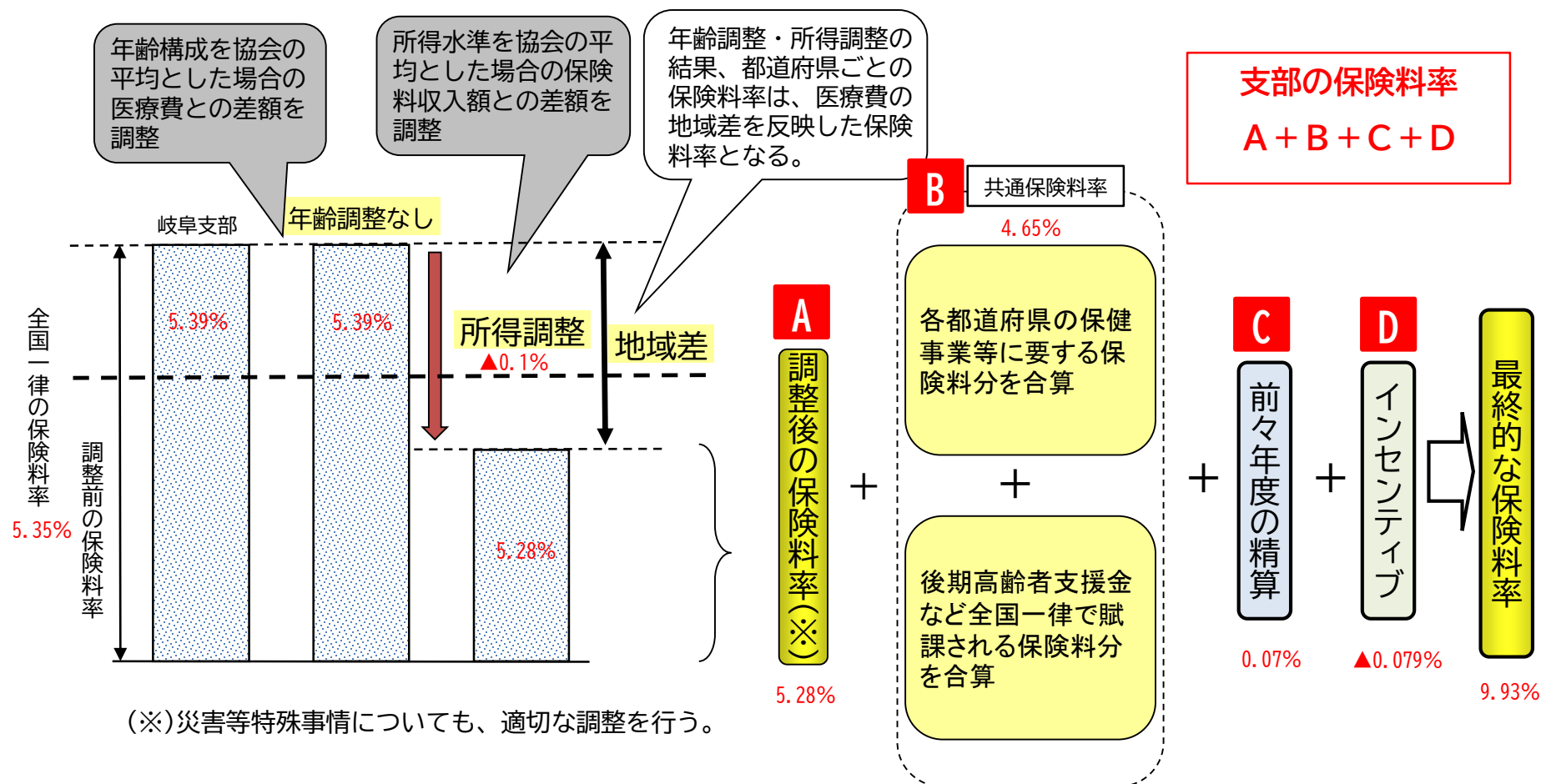
		R7	R6
共通料率 [A + B + C]		4.65%	4.60%
	A：第2号保険料率（後期高齢者支援金等の拠出金）	3.89%	3.94%
	B：第3号保険料率（協会の業務経費、準備金積立等）	0.78%	0.68%
	C：収入等の率	▲0.03%	▲0.02%

- ・ A = [現金給付費、拠出金（前期・後期高齢者納付金等）] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- ・ B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- ・ C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

(参考) 都道府県単位保険料率の設定イメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が全国平均と同様で、所得水準の低い岐阜支部の場合



令和7年度介護保険料率（見込み）について

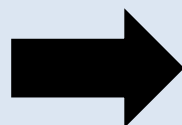
介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するように、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

2025（令和7）年度は、2024（令和6）度末に見込まれる剰余分（264億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%（4月納付分から変更）とする。

令和6年度
1.60%



令和7年度
1.59%

（参考）健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

(参考) 協会けんぽの収支見込 (医療分)

(単位：億円)

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	2024-2023	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月)	2025-2024	
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

(参考) 協会けんぽの収支見込 (介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59% 納付金対前年度比 ⇒ + 126
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	-	-	-	
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。